

## 【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年9月30日
【会社名】	東急株式会社
【英訳名】	TOKYU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 高橋 和夫
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区南平台町5番6号
【電話番号】	(03)3477-6181
【事務連絡者氏名】	財務戦略室 財務グループ 課長 江崎 強志
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区南平台町5番6号
【電話番号】	(03)3477-6181
【事務連絡者氏名】	財務戦略室 財務グループ 課長 江崎 強志
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2020年3月2日
【発行登録書の効力発生日】	2020年3月10日
【発行登録書の有効期限】	2022年3月9日
【発行登録番号】	2 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 200,000百万円
【発行可能額】	160,000百万円 (160,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき 算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は 2020年9月30日(提出日)である。
【提出理由】	2020年3月2日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するため、本訂正発行登録書を提出する。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

< 東急株式会社第(未定)回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティボンド)に関する情報 >

1 【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本発行登録の発行予定額のうち、金(未定)円を社債総額とする東急株式会社第(未定)回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティボンド)(以下「本社債」という。)を、下記の概要にて募集する予定です。

券面総額又は振替社債の総額：100億円以上

各社債の金額：金 1 億円

発行価格：額面100円につき金100円

償還期限：未定

払込期日：2020年度内(予定)

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しております。

引受人の氏名又は名称	住所
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号(注)1
その他の引受人は未定(注)2	

(注) 1 野村證券株式会社の住所は、2020年10月1日以降は「東京都中央区日本橋一丁目13番1号」となります。

2 その他の引受人の氏名又は名称及び住所ならびに各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定であります。

### 3 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本社債の払込金額の総額(未定)円(発行諸費用の概算額は未定)

#### (2) 【手取金の使途】

(訂正前)

設備資金、投融資資金、社債償還資金及び借入金返済資金に充当する予定であります。

(訂正後)

設備資金、投融資資金、社債償還資金及び借入金返済資金に充当する予定であります。

なお、本社債発行による手取金は、全額を「新型車両」「鉄道関連インフラ整備(ホームドア等)」「南町田グランベリーパーク」「サテライトシェアオフィス(NewWork)」に要した支出のリファイナンスに充当する予定であります。

「第一部 証券情報」「第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<東急株式会社第(未定)回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティボンド)に関する情報>  
サステナビリティボンドとしての適格性について

当社は、本社債についてサステナビリティボンドの発行のために国際資本市場協会(以下、ICMAという。)の「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」(注1)、「ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)2020」(注2)および「サステナビリティボンド・ガイドライン(Sustainability Bond Guidelines)2018」(注3)に則したサステナビリティボンド・フレームワークを策定し、Vigeo SASが展開するVigeo Eirisよりセカンドオピニオンを取得しております。

- (注) 1. グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会(Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドライン。
2. ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)2020とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーン・ソーシャルボンド原則執行委員会(Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee)により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドライン。
3. サステナビリティボンド・ガイドライン(Sustainability Bond Guidelines)2018とは、ICMAにより策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドライン。